

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休暇) 第13条 略</p> <p>(特別休暇) 第14条 略 2 略 3 条例第22条第6号の人事委員会規則で定める子の世話は、職員がその子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。</p>	<p>(育児休暇) 第13条 略 <u>(子育て部分休暇)</u> 第13条の2 <u>子育て部分休暇の単位は、30分とする。</u> 2 <u>子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による育児部分休業の承認を受け、又は育児休暇若しくは介護部分休業に係る条例第25条の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認又は当該育児休暇若しくは当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。</u> (特別休暇) 第14条 略 2 略 3 条例第22条第6号の人事委員会規則で定める子の世話は、職員がその子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、<u>同号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とし、同号の人事委員会規則で定めるものは、入園若しくは卒園又は入学若しくは卒業の式典その他これらに準ずる式典とする。</u> <u>(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止</u></p>

改正前	改正後
<p>4 略 (介護部分休暇)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による育児部分休業の承認を受け、又は育児休暇に係る条例第25条の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認又は当該育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。</p> <p>(休暇の承認)</p> <p>第19条 任命権者は、条例第11条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第20条の2、第21条第2項、第22条及び第23条に規定する休暇の請求について条例の当該各条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) <u>児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設若しくは児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずるもの。</u></p> <p>4 略 (介護部分休暇)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による育児部分休業若しくは<u>条例第21条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受け、又は育児休暇に係る条例第25条の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認、当該子育て部分休暇の承認又は当該育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内とする。</p> <p>(休暇の承認)</p> <p>第19条 任命権者は、条例第11条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第20条の2、第21条第2項及び<u>第21条の2から第23条まで</u>に規定する休暇の請求について条例の当該各条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる認められる場合は、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。